

在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業（案）について

I 補助制度創設の趣旨

在宅の超重症児（者）及び準超重症児（者）（以下「超重症児（者）等」という。）の短期入所の受入については、家族団体から度重なる要望を受けているほか、平成 27 年度に県が実施した在宅重症心身障がい児（者）を対象としたニーズ調査においても、サービスの充実の要望が多く寄せられている。

超重症児（者）等に対応する短期入所事業所は、盛岡、岩手中部、両磐、釜石の 4 圏域（6 事業所）に止まっており、地域偏在が生じている。

また、超重症児（者）等の短期入所の受入を行う障害福祉サービスの介護給付費が低廉であることも短期入所事業所の不足の要因となっている。

このため、県と市町村が協働して、各圏域で、超重症児（者）等の短期入所事業所の受入体制を構築するために平成 29 年度当初予算案に下記事業の計上しているところ。

II 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業（案）

本事業では、市町村を実施主体とした「在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業補助金（仮称）」及び事業者を実施主体とした「在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金（仮称）」の 2 つの補助金の創設を検討しているところ。

1 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業補助金（仮称）（事業主体：市町村）

(1) 補助スキーム

ア 概要

市町村が対象事業所に対し補助した場合、県は市町村が補助した経費に対し補助を行う。

イ 補助率

基準額の範囲内で 2 分の 1 を補助する。

ウ 基準額

超重症児（者）等を受け入れる医療型短期入所事業所及び福祉型短期入所事業所に対し、介護給付費との差額相当額

経費区分	補助基準額
医療型短期入所事業所	利用者 1 人あたりにサービス提供を行った日数につき補助 1 超重症児（者）を受け入れた場合 1 人 1 日につき 14,600 円
	2-1 準超重症児（者）（レスピレーター管理されている者）を受け入れた場合 1 人 1 日につき 10,600 円
	2-2 準超重症児（者）であって 2-1 以外の者を受け入れた場合 1 人 1 日につき 4,600 円
福祉型短期入所事業所	超重症児（者）等を受け入れた場合 利用者 1 人あたりにサービス提供を行った日数につき補助 1 人 1 日につき 7,000 円

(2) 交付対象児（者）

在宅の超重症児（者）等（別紙に該当する児（者）とする。）

(3) 対象事業所

医療型短期入所事業所及び福祉型短期入所事業所であって、超重症児（者）等を受け入れる事業所とする。

2 在宅超重症児（者）等短期入所事業所機器整備費補助金（案）（事業主体：事業者、補助率：県 1/2、事業者 1/2）

在宅超重症児（者）等を受け入れる短期入所事業所に対し受入に必要な機器の購入費を助成する。

【補助基準限度額】

- (1) 医療型短期入所事業所 7,000 千円
- (2) 福祉型短期入所事業所 800 千円

1 本事業の対象となる超重症児（者）及び準超重症児（者）

医療を要する状態にある障がい児及び障がい者のうち、介助によらなければ座位が保持できず、かつ、人工呼吸器を使用する等、特別の医学的管理が必要な状態が6か月以上継続している状態であり、

- ・超重症児（者）⇒判定スコアの合計が25点以上にある者
- ・準超重症児（者）⇒判定スコアの合計が10点以上（25点未満）にある者

【超重症児（者）及び準超重症児（者）の判定基準】

以下の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合※1に、それぞれのスコアを合算する。

1. 運動制限：座位まで

2. 判定スコア

(スコア)

(1)	レスピレーター管理 ※2	=10
(2)	気管内挿管、気管切開	= 8
(3)	鼻咽頭エアウェイ	= 5
(4)	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	= 5
(5)	1回/時間以上の頻回の吸引	= 8
	6回/日以上以上の頻回の吸引	= 3
(6)	ネブライザー 6回/日以上または継続使用	= 3
(7)	IVH（中心静脈栄養）	=10
(8)	経口摂取（全介助）※3	= 3
	経管（経鼻・胃ろう含む）※3	= 5
(9)	腸ろう・腸管栄養 ※3	= 8
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	= 3
(10)	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	= 3
(11)	継続する透析（腹膜灌流を含む）	=10
(12)	定期導尿（3回/日以上）※4	= 5
(13)	人工肛門	= 5
(14)	体位交換 6回/日以上	= 3

＜判定＞ 1の運動機能が座位までであり、かつ、2の判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児（者）、10点以上25点未満である場合を準超重症児（者）とする。

※1 新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が1か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状憎悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が6か月以上継続する場合とする。

※2 毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAPなどは、レスピレーター管理に含む。

※3 (8)(9)は経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択。

※4 人工膀胱を含む。

【出典】

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（平成28年3月4日付保医発0304第1号厚生労働省保険局医療課長、厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）別添6の別紙14

2 県内の短期入所事業の状況

県内で重症心身障がい児（者）を受け入れている短期入所事業所は 28 施設であり、そのうち超重症児（者）等を受け入れている事業所は6施設である。

(1) 超重症児（者）等を受け入れている事業所

	事業所区分	事業所名	定員	事業所所在地
1	医療型短期入所事業所	県立療育センター	5	盛岡市
2		みちのく療育園	4	矢巾町
3		国立病院機構岩手病院	(空床対応)	一関市
4		国立病院機構釜石病院	(空床対応)	釜石市
5		介護老人保健施設まつみ	(空床対応)	北上市
6	福祉型短期入所事業所	黄金荘やすらぎ	6	平泉町

(2) 重症心身障がい児（者）を受け入れている事業所

